

2010年度 中央大学特定課題研究費 一研究報告書一

所属	法学部	身分	教授
氏名	鈴木 博人		
NAME	HIROHITO, SUZUKI		

1. 研究課題

(和文) 家族法における福祉的条項に関する研究

(英文) The legal research on a well-being clause in a family law

2. 研究期間

2年間

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word 程度）

(和文) 現代家族法の世界的な傾向のひとつとして、家族法における福祉的条項の役割の増大、家族法と福祉法との連携強化をあげることができる。本研究は、この連携強化をドイツ法を比較法の対象として検討したものである。家族法には原理的に福祉法的要素が内在しているとはいえ、近年では、親権法を中心にして、日本の児童福祉法に該当する法律等とのより直截な連携をする必要性が増大している。

配偶者間暴力をめぐる問題のように夫婦法でも同様の傾向が見いだせるが、本研究では児童福祉法を中心とした子どもに関する福祉諸法と家族法との連携に焦点をしばっている。当初、ドイツ法のみならずスウェーデン等の北欧法との法比較を予定していたが、後者については計画通りに研究を進めることができなかった。

ドイツ法においては、憲法上の権利として親の権利が位置づけられており、さらに権利制限は必要最小限でなければならないとする比例原則も明確になっている。そのような前提を踏まえて、子の福祉が問題になる事例では、司法手続きと福祉機関による支援との連携が構築されている。また、子の成長発達にとってパーマネンシーの保証が重要であることから、子どもが関わる法的手続きにおける迅速性の確保も意識されている。裁判所が子どものかかわる事件に関与することにより、実効性をもった子の権利保障、子の福祉の確保につながっているといえる。これに対して、日本法の実情は、上記の各点が、平成23年の民法改正を経たのちでも十分に確保されているとはいえない。本研究では、このような点を、児童虐待に対する一連の法的介入手続きの流れと父母の別居・離婚時の面会交流を中心に明らかにしたものである。

(英文) We can see a tendency in some family laws that its significance swell up. It means that well-being clause significance in a family law and a relationship between family court and well-being agency for children and their family strengthen. This research compares Japanese family law and child welfare law system with Germany law system.

4. おもな発表論文等（予定を含む）

【学術論文】 （著者名、論文題目、誌名、査読の有無、巻号、頁、発行年月）
鈴木博人「子の権利と親子法」月報司法書士 査読無 467号5-9頁 2011年1月
鈴木博人「家族法改正の必要性と課題」比較法雑誌 査読無 45巻2号59-63頁 2011年9
鈴木博人「親族法改正の課題<ミニ・シンポジウム> 児童虐待に関する親権制度改正に関する 若干のコメント」新しい家族 査読無 54号26-29頁 2011年10月
【学会発表】 （発表者名、発表題目、学会名、開催地、開催年月）
鈴木博人「シンポジウム 離婚と子どもの人権 親権規定の改正について」子どもの人権 研究会 南山大学 2012年2月26日
【図 書】 （著者名、出版社名、書名、刊行年）
【その他】 （知的財産権、ニュースリリース等）
2012年1月25日毎日新聞 心でつながる親子① 特別養子縁組についてコメント